

第4章

ともに考え・学び・行動する 消費者教育

本市では、市民一人ひとりが消費生活に関する知識や技能を身につけ、生活にかすことで、安心・安全でこころゆたかな消費生活を実現することを目指しています。

そのためには、その時々状況に応じて、消費生活における問題点や課題を把握し、それを改善するために必要な取組を行うようにしなければなりません。

一方で、消費者としての日々の意思決定や行動が、安心・安全で豊かな消費生活の実現や、持続可能な社会を形成するうえで大きな影響を与えることから、市民一人ひとりが消費者としての自覚を持ち、自ら考え、学び、行動することが求められています。

こうしたことから、今後も、

- ① 幼児期から高齢期までの生涯を通じて、身近な場で教育を受ける機会や学び合う機会が提供されるよう、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場において体系的に進める消費者教育
 - ② 消費者教育の担い手となる人々との連携を図りながら、地域の実情に応じて、実践的に進める消費者教育
 - ③ 障害のある人など、配慮を必要とする人々への消費者教育
- などにより、京都らしさをいかし、ともに考え、学び、行動するための消費者教育を推進していきます。

1 幼児期から始めるライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

消費者の自立を支援し、持続可能な社会づくりを目指すためには、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージ（年齢階層）やその時代に応じて、生活の管理と契約、環境、安全、食、社会経済などの消費生活に関する幅広い知識・技能が必要となります。

こうした知識・技能を身につけるための取組を、幼児期から、さまざまな場において始められるよう、更に体系的に推進します。

(1) 幼児期

ア ポイント

- ① 身近な人の行動に大きな影響を受けます。
- ② 遊びを中心とした生活の中で、さまざまな気づきの体験を通じて、家族や身の周りの物事に興味を持つようになります。
- ③ 遊具や家庭用品など、身の周りにある物で思わぬけがをする事例があります。

イ 取組方針

- ① 子どもと保護者が一緒に消費生活について楽しく学べる取組を行います。
- ② 「育てる側」に必要な情報提供、特に子どもの不慮の事故防止のための注意喚起を迅速に行います。

幼児期では、身の周りで起こる生活上の体験が学びの大きなウエイトを占めます。この時期に、「約束を守る」など基本的な生活の規則やルールなどをしっかりと身につけたり、「くらしの中の危ないこと」や「協力の大切さ」に気づいたりすることが、将来、消費者としての素地の形成に大きな影響を与えられます。

このため、幼児の身近にいる保護者や幼稚園・保育所（園）の先生などの大人が、まずは生活の手本を示すことが大切です。つまり、幼児本人はもとより、保護者や先生など「育てる側」にどのように働きかけるかが重要になります。

また、幼児期の段階から子どもと保護者が一緒に学ぶことにより、子どもだけでなく保護者の学びにつながることもあります。

⑦ 取組例

○年長児向け大型絵本の利用促進

物やお金を大切にすることを幼児が楽しみながら学べるよう、市内の全幼稚園・保育所（園）に配布しています。

また、子どもが学んできたことを家庭で実践するためのワークブックを作成し、保護者にも一緒に考えてもらえるように工夫しています。

今後は、絵本のキャラクターに親しみを感じてもらえるよう、キャラクターを使用した啓発も実施していきます。



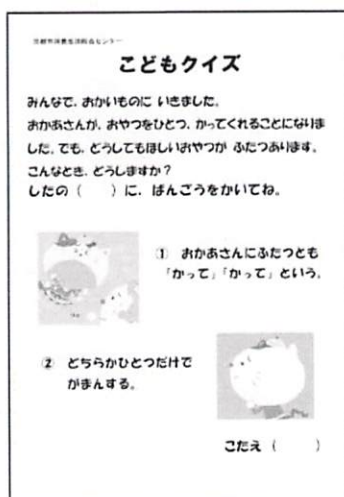
絵本



- ワークブックを使えば、家庭でやってみることもできます！

○区民ふれあいまつり等への消費者啓発ブースの出展

子どもと保護者が一緒に興味をもって楽しく取り組めるクイズなどで、お金やきまりごと、安全などに関する学びの機会を、今後も提供していきます。



- まずは子どもと保護者が一緒に考えるきっかけづくりから。

○子どもの事故防止マニュアル等の配布

「子どもの事故防止実践マニュアル」、「子どもの事故の応急手当マニュアル」を新生児が生まれたすべての家庭に送付しています。

子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京（みやこ）あんしんこども館」の見学者にも配布しています。

○子どもの事故防止情報等の発信

子どもの事故を防止するため、製品の安全などに関する最新の情報を、本市のホームページなど、さまざまな媒体を利用して積極的に発信していきます。

また、消費者庁に集約される全国の情報も積極的に発信していきます。

子ども安全メール from 消費者庁

消費者庁では、メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」により、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を、毎週木曜日にお届けしています。携帯及びパソコンで、情報提供していますので、お子様の事故を予防するために、是非ご利用ください。

- メール配信登録
- 過去の配信情報
- 広報資料(チラシ等)
- 寄せられた御質問への回答



アブナイカモ



[このページの先頭へ](#)

- 消費者庁「子どもを事故から守る！」ためのさまざまな取組を行う「プロジェクト」ホームページ（子ども安全メール）

(2) 小学生期

ア ポイント

- ① 自分で身近な物の選び方や買い方を考え、適切に購入することを身につける時期です。
- ② 自分の生活と環境との関わりに気づき、生活の仕方などを工夫することが望まれます。
- ③ 小学校では、5・6年生の家庭科の授業で消費生活について学習します。
- ④ 学校以外の生活では、保護者等との関わりが深く、その消費行動の影響を受けます。
- ⑤ スマートフォンなどを使い始めることもあり、オンラインゲームで高額請求を受ける事例が発生するなど、消費者トラブルの低年齢化が進んでいます。

イ 取組方針

- ① 学校での学びに役立つツールを作成します。
- ② 学校以外で子どもと保護者が一緒に消費生活について楽しく学べる場を提供します。
- ③ 保護者への消費生活情報の提供やトラブル防止の働きかけを行います。

小学生期は、物やお金の大切さに気づき、計画的な使い方を考えたり、社会や環境に対する関心や興味から、消費者としての素地が作られる時期です。

小学校では、この時期に必要な基礎的な知識・技能を身につけるための消費者教育が学習指導要領に基づいて行われています。

また、本市では、学校以外の場でも環境、すまいなどについて体験的に学ぶことができる取組を行っています。

一方で、この時期は、自分でパソコンやスマートフォンなどの情報機器を使用し始めることもあり、オンラインゲームで遊ぶ際に保護者等のクレジットカードを無断で使ってアイテムを購入し、高額な請求を受けるなど、消費者トラブルの低年齢化が進んでいます。

このようなトラブルを未然に防ぐために、子どもが新しい情報機器を使い始める前に、まずは保護者が正しい知識と危険性等を認識したうえで子どもに教えるとともに、子どもの使用状況をしっかり把握しておくことが大切です。



無料のオンラインゲームでも有料の部分があることを説明し、ゲームをする際の約束事を話し合っておく。



クレジットカードはお金と同じだとしっかり教える。保護者がしっかりクレジットカードを管理する。

⑦ 取組例

○小学生向け消費者教育教材等の作成

家庭科の授業等で買物を通じて消費生活について分かりやすく学ぶことができる冊子を作成し、新小学5年生を対象に配布します。

○消費者標語の作品募集事業（くらしの達人事業）

お金や環境、インターネットの使い方など、日々の生活の中で小中学生が実践していることを標語で表すことにより、子どもが自ら考え行動するきっかけとなるよう働きかけるものです。

今後も、その時々に応じたテーマを設定して実施していきます。



●作品集（右側の標語が小中学生の市長賞です。）



●入選者の表彰式です。保護者や学校の先生も来られます。

○小学校段階からの生き方探究教育

学校での学びを社会での知恵としていかす体験学習を通して、自らの生き方を探究するとともに、働くことの意味や社会とのつながりを理解し、社会的・職業的自立のために必要な能力を育みます。

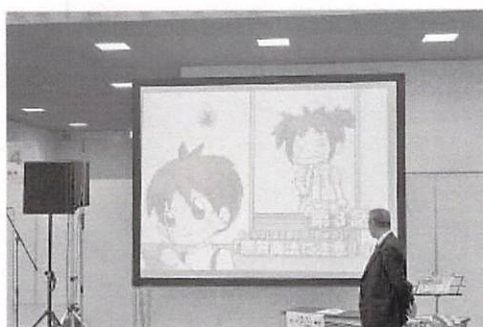
・スチューデントシティ^(※) 学習（対象：小学校4～6年生）

京都まなびの街生き方探究館の3階に、銀行、商店、新聞社、区役所等（13ブース）からなる「街」を再現し、その「街」で児童は学校での事前学習を基に、消費者役と企業に勤める会社員役、それぞれの立場での役割を担い、体験学習を通して、社会の働きや経済の仕組み、社会と自分との関わりなどを学びます。

※スチューデントシティは、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本のプログラムです。

○小学生向け消費者教育教材「クーリング☆オフマンと学ぼう！かしこい消費者になるために」の配布

小学生が消費者トラブルについてアニメーションで楽しく学べるDVDを作成し、市内全小学校に配布しています。引き続き、授業等で使用してもらうよう働きかけていきます。



●消費生活総合センターで貸出しも行っています。

○施設見学を伴う体験型の消費者講座

消費者団体や事業者とも連携し、施設見学等を行う体験型の消費者講座を実施しています。

子どもと保護者が一緒に現場で体験しながら学べる機会をこれからも提供していきます。



○環境副読本の配布

ごみ問題や地球温暖化などの環境問題を学び、自分たちができることを考える環境副読本「みんなで考えよう！わたしたちの環境」を小学4年生に、また、地球環境問題を京都の自然、環境やわたしたちのくらしから考える環境副読本「みんなで見つめ、変えていこう わたしたちの環境」を、小学5年生に配布しています。

○こどもエコライフチャレンジ推進事業（再掲）

子どもたちが地球温暖化問題について自ら考え体験するとともに、家族と共に「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの取組の定着を図る事業として実施しています（対象：小学4年生（一部の小学校では5年生又は6年生））。

○子ども向けすまいスクール

主に幼児から小学生を対象とし、段ボールを使った造形遊びや住宅の大型模型の組立てなど、すまいに関するさまざまな事柄について体を動かしながら学習できる講座を行っています。

○児童、生徒や保護者を対象とする携帯電話・スマートフォンの安心・安全な利用に関する講座等

「携帯電話市民インストラクター」が、幼稚園・小学校・中学校・総合支援学校での家庭教育講座やPTA等が主催する研修会において、子どもを取り巻く「携帯電話・インターネット」問題の現状と課題、フィルタリング（有害サイト等の閲覧制限機能）の必要性やペアレンタル・コントロール（保護者による機能制限）の重要性、「スマートフォン」に関する危険性についての説明・啓発を行っています。

また、携帯電話会社から講師を招き、携帯電話の危険性、依存性、ルールやマナーについて学習する「ケータイ教室」を小学校・中学校・高等学校・総合支援学校で実施しています。

(3) 中学生期・高校生期

ア ポイント

- ① 学校では、社会科や家庭科の授業で消費生活について学習します。
- ② 地域などさまざまな場に学びの機会が広がる時期です。
- ③ 自らの判断で商品やサービスを購入するようになります。
- ④ インターネットやスマートフォン等によりSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に利用し始めることもあります。

イ 取組方針

- ① 学校における消費者教育の一層の充実や積極的な情報提供に努めます。
- ② 地域をはじめとする学校以外の場における学びの機会の提供に努めます。
- ③ 消費者トラブルを回避するためだけでなく、自らも加害者にならないための知識を提供することで、さまざまな側面から消費者トラブルの防止に努めます。
- ④ インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者トラブルに遭わないよう正しい知識と危険性等の情報を提供します。

中学生期・高校生期においても、この時期に必要な基礎的な知識・技能を身につけるための消費者教育が学習指導要領に基づいて行われています。

家庭や学校だけでなく、地域などさまざまな場での学びの機会が多くなり、行動の範囲も広がるため、消費者としての権利や社会的責任を自覚、理解し、主体的な判断力や、トラブルに遭わないためだけでなく、自らも加害者にならないための知識を身につける時期です。

保護者と行動することが多かった小学生期までと比べ、友人などと行動することが多くなり、商品やサービスを購入する際にも自主的に判断する機会が多くなります。

また、インターネットやスマートフォン等によりSNSを積極的に利用し始めるようになり、トラブルに遭う可能性が高くなってくるため、子どもや保護者に使い方や情報モラル、セキュリティなどに関する正しい知識と危険性等の情報を提供する必要があります。

⑦ 取組例

(中学生)

○中学生向け消費者教育冊子の作成

消費者トラブルの内容を中心にした消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ!？」を、消費者市民社会を実現するための消費生活について分かりやすく学べる内容の冊子へと刷新して作成し、新入生に配布します。



- イラストを多用して、生徒も先生も分かりやすく学べる内容に刷新します。

○中学校段階からの生き方探究教育

学校での学びを社会での知恵としていかす体験学習を通して、自らの生き方を探究するとともに、働くことの意味や社会とのつながりを理解し、社会的・職業的自立のために必要な能力を育みます。

・ファイナンスパーク^(※) 学習 (対象：中学1・2年生、総合支援学校)

京都まなびの街生き方探究館の2階に再現した「街」で、学校での事前学習を基に、住宅費をはじめ光熱費や食費など生活に必要な費用の試算、さまざまな商品やサービスの購入・契約などを体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や自らの生き方につながる生活設計能力等を育成します。

※ファイナンスパークは、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本のプログラムです。

○消費者標語の作品募集事業 (くらしの達人事業) (再掲)

お金や環境、インターネットの使い方など、日々の生活の中で小中学生が実践していることを標語で表すことにより、子どもが自ら考え行動するきっかけとなるよう働きかけるものです。

今後も、その時々に応じたテーマを設定して実施していきます。

(高校生)

○消費生活専門相談員による出前講座

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

社会との関わりが大きくなる高校生に対しては、悪質商法等による被害や契約に関するトラブルを未然に防止するために必要な知識や情報を分かりやすく提供していきます。

○消費生活に関する図書・視聴覚教材の貸出し

消費生活総合センターでは、消費生活に関するさまざまな図書や視聴覚教材を無料で貸し出しています。

消費者問題をはじめ、お金、環境、食などについて学べる図書や、若者に多い消費者トラブルの防止に関する DVD などの視聴覚教材を揃えています。

今後も、消費生活に役立つ図書や視聴覚教材を充実させていきます。

(4) 成人期（大学生・専門学校生）

ア ポイント

- ① 進学等により新生活を始める人も多く、生活全体について自立が進みます。
- ② 社会との接点が増える一方で、社会経験が少ないため、悪質商法等の消費者トラブルに遭う可能性が高くなります。

イ 取組方針

- ① 契約者としての責任が自覚できるよう、新入生向けのガイダンス等での出前講座による注意喚起を推進します。
- ② 大学等を通して最新の悪質商法事例等の情報提供を積極的行います。
- ③ 大学生向けの消費者講座の内容を充実します。
- ④ 契約トラブル等に関する事例を、若者に届きやすい方法で積極的に情報発信します。

成人期（大学生・専門学校生）では、消費生活のスタイルや価値観を確立するための知識を身につけ、主体的に行動することが望めます。

この時期は、進学を機に一人暮らしを始めたり、アルバイト等で収入を得るなど、高校生期に比べ、更に生活の自立が進む時期です。社会との接点が増える一方で、社会経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすい時期でもあります。

特に、20歳を過ぎると、法律で保護されている「未成年者契約」のように契約を取り消すことが難しくなるため、「大人の契約者」としての自覚が必要になります。

また、消費者トラブルに遭わないようにするための知識だけでなく、加害者にならないようにするための知識を身につけることも、中学生期・高校生期に引き続き重要です。

特に、マルチ商法の勧誘などによるトラブルが身近に起こるような状況にあることから、大学等とも連携して消費者トラブルの防止に取り組んでいく必要があります。

ウ 取組例

○消費生活専門相談員による出前講座

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

今後も、大学生が遭いやすい消費者トラブルについて情報提供や注意喚起を行うため、各大学に対して、出前講座の利用を引き続き働きかけていきます。

○大学における消費者講座

本市の費用負担により大学コンソーシアム京都で開設されており、単位互換制度を利用して多くの大学の学生等が消費者問題について学べる講座です。

今後もより多くの学生が興味をもって学べるよう、分かりやすく実践的な内容になるように取り組みます。

○「京（みやこ）・くらしの安心安全情報」の配信

消費生活に関するさまざまな情報を掲載した「京（みやこ）・くらしの安心安全情報」の概要版を、大学に電子メールやFAXで配信しています。

今後も、大学生に多いトラブル情報など、必要なときに必要な情報を提供していきます。

(5) 成人期（一般）

ア ポイント

- ① 社会人、保護者、見守りの担い手など、さまざまな立場の責任が生じる時期です。
- ② 自ら必要な情報を選択し、収集することが求められます。
- ③ 働いている人や子育て中の人などは、行政機関等が行う啓発事業などに参加して情報を入手することが難しくなります。

イ 取組方針

- ① 本人だけでなく、保護者や見守りの担い手としても必要な情報を提供します。
- ② 消費生活上のさまざまなトラブルに対処できるよう幅広い知識を提供します。
- ③ いつでも誰でも必要な情報が簡単に入手できるよう、ライフスタイル（生活様式）に配慮したさまざまな手段により情報を提供します。

この時期は、精神的、経済的に自立し、発言力、発信力が増して社会に与える影響が大きくなることから、さまざまな人々と協働して、消費者市民社会の実現に向け、積極的に行動していくことが望まれます。

また、社会人、保護者、見守りの担い手など、さまざまな立場で責任が生じる時期であり、消費生活に関して、必要な情報を、必要なときに、自ら幅広く収集できるようにするための支援をしていくことが重要になります。

しかし、働いている人や子育て中の人などは、マスコミやインターネットなどから情報を入手することはできても、行政機関等による啓発事業等に参加して情報を入手することは、時間の制約もあり難しいのが現状です。

そのため、ライフスタイルに配慮したさまざまな手段により情報を提供していくことも必要です。

ウ 取組例

○消費生活総合センターにおける広報・講座等

各種広報印刷物の発行や講座の開催、ホームページなどを通して、市民が必要なときに必要な情報を得られるよう、消費生活に関するさまざまな情報や緊急情報などを提供しています。

引き続き、迅速で正確な情報提供に努めるとともに、より分かりやすく親しみやすい広報や参加しやすい講座の企画等を工夫していきます。

- ・生活情報誌「マイシティライフ」の発行

消費生活に関するさまざまな情報を掲載した生活情報誌を年2回発行し、市役所案内所や各区役所・支所、市立図書館などで配布するほか、自治会等に回覧を依頼しています。

- ・「京（みやこ）・くらしの安心安全情報」の発行

消費生活総合センターに寄せられた消費生活相談に関する情報等を掲載した情報誌を偶数月に発行し、市役所案内所や各区役所・支所、市立図書館などで配布するほか、大学等へ電子メールで配信しています。

- ・ホームページによる情報発信

京都市公式ホームページ「京都市情報館」の消費生活総合センターのサイトにおいて、啓発事業の案内をはじめ、消費生活に関するさまざまな情報を発信しています。

今後も、より分かりやすく親しみやすい内容で情報発信できるよう工夫していきます。

- ・消費生活相談・情報メール便（メールマガジン）の配信

事前に登録している市民に、商品等に関する危害情報や契約上のトラブル事例などの緊急情報をメールで配信しています。

○消費生活に関する図書・視聴覚教材の貸出し

消費生活総合センターでは、消費生活に関するさまざまな図書や視聴覚教材を無料で貸し出しています。

消費者問題をはじめ、お金や環境、食などについて学べる図書や、悪質商法のトラブル防止に関するDVDなどの視聴覚教材を揃えています。

今後も、消費生活に役立つ図書や視聴覚教材を充実させていきます。

(6) 成人期（高齢者）

ア ポイント

- ① 高齢者自身が見守りの担い手として活躍する一方で、行動力や情報収集力の低下に伴い、社会の変化に対応していくために周囲の人々の援助が必要になる場合も多くなります。
- ② 生活環境の変化などにより消費者トラブルに遭いやすくなります。
- ③ 情報化社会の進展に伴い、インターネットやスマートフォン等を利用する高齢者が増えています。

イ 取組方針

- ① 高齢者自身が見守りの担い手として、消費生活情報の発信や啓発の取組に関わってもらえるよう工夫するなど、地域での見守りを支援します。
- ② 関係者とも連携し、高齢者に対して、悪質商法の手口や対処法などの消費生活情報をより効果的な方法で提供していきます。
- ③ 高齢者自身が関心を持って受け入れてもらい、また、見守りを行う人が伝えやすいかたちで消費生活情報を提供できるよう努めます。
- ④ インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者トラブルに遭わないよう正しい知識と危険性等の情報を提供します。

成人期（高齢者）では、豊富な経験や知識を、消費者市民社会を実現するためにいかしていくことが望まれますが、行動力や情報を収集する力などが低下した場合、周囲の人々の援助が必要となります。

高齢者は、「お金」、「健康」、「孤独」という高齢者の不安を悪質業者に狙われることが多いため、地域ネットワークを活用した見守り活動を行うことが重要です。また、高齢者自身も見守りの担い手として情報発信や啓発に取り組めるよう、高齢者の社会参加を支援する視点も必要です。

また、消費者被害防止の観点から、高齢者が悪質商法の手口や対処法などの情報を入手する機会を増やすことは重要ですが、関心を持ってもらえるよう工夫することや、周囲の人々にも伝えやすいかたちで情報提供を行うことなど、啓発の在り方について引き続き考えていく必要があります。

さらに、パソコンやスマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネットによるトラブルに巻き込まれる高齢者も増えているため、インターネットの使い方について、正しい知識や危険性等についての情報提供を行うことも必要です。

⑦ 取組例

○消費生活専門相談員による出前講座

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

引き続き、高齢者や高齢者の見守りを行う地域団体等に積極的にPRし、出前講座を利用してもらうことにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図ります。

○高齢者向けの消費生活イベントの充実

消費者問題への理解を深め、消費者被害の未然防止を図るため、高齢者や高齢者の見守りを行う人々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝えるため、落語を採り入れた消費生活イベントを実施しています。

今後も、高齢者にも親しみやすく、楽しみながら学べるような消費生活イベントを、引き続き実施していきます。



- 落語を楽しんだ後にミニ講座を行い、悪質商法の対処法について、参加者の記憶に残るように配慮しています。

落語で考えよう！ 消費者問題（平成26年度）

● 落語で考えよう！ 消費者問題 参加者アンケートから ●

- 本日のような楽しみながら学べる企画であれば、参加したいと思う。
- 気安く参加できて勉強できるので、このような企画をまた期待している。
- 難しい講演会でなく今回のような楽しく聞けて考えさせられる内容を希望する。
- 自分は絶対に騙されないと思っていたが、それが一番キケンだということがわかった。
- 新聞からの情報がほとんどなので、このような形（座談会）で意見交換してもらうと、目、耳から入ってくるので良いと思う。
- 難しくなりやすい消費者問題について、構えず、しっかり考える機会となつて良かった。
- 今までテレビや新聞などで、見聞きしたことが、今日参加したことで身近に感じられ、大いに関心をもった。
- こういう催しをもっと広めてほしい。 など
今後の取組の参考となる意見を多くいただきました。

○消費者力パワーアップセミナーの実施

消費者トラブルに遭わないために自ら調べ、学び、気づくとともに、身につけたことをいかし、更に周りにも伝えていく「自立した消費者」を目指して消費者力を高めるため、消費生活に関する最新の情報や暮らしに役立つ情報を専門家が提供する講座を実施しています。

今後も消費者問題への関心と理解を深めてもらうため、さまざまなテーマを設定して実施します。

○ラジオ等の媒体による注意喚起

F Mラジオの放送番組内で、引き続き消費者トラブルの注意喚起をはじめとしたタイムリーな消費生活情報を提供していきます。

○悪質商法等防止のための啓発物品の作成・配布

悪質商法等による消費者被害の未然防止や相談窓口である消費生活総合センターの周知を図るため、身近なところで活用できる啓発物品を作成し、出前講座やイベント等において配布します。